**「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」**

**使用の手引き**



　　　　　　　１　ロゴＡ　　　　　　　　　　　　　　　　２　ロゴＢ①　　　　　　　　　ロゴB②

「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」は、令和７年３月に門司港レトロがグランドオープンから３０周年を迎える機会をとらえ、エリア一帯が協働して門司港レトロを国内外に広くＰＲすることを目的として作成したもの。

ついては、「本ロゴ」を使用するにあたっては、本手引き書に基づき、手続きを行うこと。

* **デザイン（及び呼称）の使用**

1. 権利の帰属について

本ロゴ等の一切の権利は、門司港レトロ倶楽部に帰属する。

２．使用承認申請の手続きについて

1. 使用承認の申請

本ロゴに関する著作権・使用権は、門司港レトロ倶楽部に帰属する。そのため、本ロゴのデザイン（及び呼称）を使用する場合、申請者は、事前に門司港レトロ倶楽部へ「門司港レトロ

３０周年記念ロゴ」使用承認申請書（様式第１号）他必要な書類を提出する必要がある。ただし、以下に該当する場合は、提出不要とする。

1. 市又は門司港レトロ倶楽部の会員が門司港レトロ倶楽部の業務として使用する場合
2. その他、門司港レトロ倶楽部が申請を必要としないと認めた場合
3. 提出書類

申請にあたって、以下の書類等を各１部提出する。

1. 「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用承認申請書（様式第１号）【Word形式】
2. 使用する物等の見本（見本が添付できない場合、写真・図や原稿等、確認

できるもの）【自由様式】

1. 申請する会社（団体）の概要【自由様式】
2. 申請書添付用役員名簿（様式第２号）【Word形式】

留意事項

　　　　　※【ロゴＡ】

　　　　　　門司港レトロ倶楽部の会員のうち事業者の立場として使用する場合または門司港レトロ倶楽部以外の個人使用者、法人、団体として使用する場合(営利・非営利問わず)は、上記書類を提出すること。

　　　　　※【ロゴＢ】

　　　　　　門司港レトロ倶楽部の会員であっても事業者として使用する場合(営利・非営利問わず)は、

上記の提出及び別途北九州市港湾空港局クルーズ・交流課に「スナＱ」のイラストデザイン（及び呼称）使用申請を行うこと。

※「スナＱ」のイラストデザイン（及び呼称）使用申請については、

北九州市ＨＰ（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/30400122.html>）

を確認すること。

1. 使用承認の通知

使用承認の申請があった場合、その内容を審査し、審査の結果、使用を認めるときは、申請者に「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用（変更）承認書（様式第３号）により通知する。ただし、内容によっては、使用条件を付す場合がある。

1. 使用不承認の通知

審査の結果、使用を認めないときは、申請者に「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用(変更)

不承認書（様式第４号）により通知する。

1. 承認内容変更の申請

使用承認された内容を変更しようとするときは、申請者は、あらかじめ「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用変更承認申請書（様式第５号）を提出させる。

1. 使用承認変更の通知

使用承認変更の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、申請者に

「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用（変更）承認書（様式第３号）により通知する。

1. 使用変更不承認の通知

審査の結果、使用変更を認めないときは、申請者に「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用

（変更）不承認書（様式第４号）により通知する。

(８)商標の使用期間

本件商標の使用期間は、使用期間の最初の日から起算して令和７年１２月３１日まで

とする。

３．使用承認の基準について

1. 使用時の注意事項
2. 使用承認を受けた内容にのみ使用し、使用条件を付している場合は、それに従うこと。
3. 使用承認を他に譲渡し、または転貸することはできない。
4. 基本的に修正を加えないこと。なお、サイズの調整はロゴの識別ができなくなる場合を除いて可能とする。
5. 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないこと。
6. 不承認基準
7. 法令及び公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあると認められる場合
8. 門司港レトロの信用や品位を害すると認められる場合
9. 第三者の利益を害すると認められる場合
10. 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあると認められる場合
11. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める営業を行う者が使用する場合
12. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力、同法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められる場合
13. 本ロゴ等の使用によって誤認または混同するおそれがあると認められる場合
14. 本ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
15. 本ロゴの著しい変形により使用が適当でないと認められる場合
16. 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合
17. その他、本ロゴの趣旨に反するなど、著しく不適当と認められる場合

４．使用承認の取り消しについて

本ロゴの使用が、本手引き及び承認の内容に違反していると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

1. 取消事項

以下に該当する場合は、使用承認を取り消す。

1. 本手引きに違反した場合、又は違反することが判明した場合
2. 申請に虚偽又は不正があった場合
3. その他、継続使用が不適当であると門司港レトロ倶楽部が認めた場合
4. 使用承認取消の通知

使用承認の取り消しは、申請者に「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用承認取消書（様式第６号）により通知する。

1. 承認取消後の物件使用

承認を取り消された申請者は、「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用承認取消書（様式第６号）の通知があった日以降、承認されていた物件については、本ロゴを使用することはできない。また、使用を取り消された申請者に生じる経費（製作費用等）は、使用を取り消された申請者が負担すること。

５．使用取り消しの申請について

　 使用者は、本ロゴを使用する必要がなくなったときは、「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用取消届（別記様式第７号）に、承認通知書（変更があったときは変更後のもの）を添えて門司港レトロ倶楽部に提出しなければならない。

６．使用料について

使用料は、原則として無料とする。

７．地位の継承

相続人や合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができます。

８．使用にあたっての申請者の遵守事項

本ロゴの使用許可を承認したものに対し、以下の内容を遵守させる確認すること。

(１)使用に起因する問題が生じた場合には、申請者が速やかに対処する責任を負うものとし、

門司港レトロ倶楽部は一切の責任を負わない。

(２)使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした

関係法令を遵守させる。

(３)申請者が本ロゴの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、

門司港レトロ倶楽部は損害賠償、損害補償及びその他の法律上の責任を一切負わない

(４)門司港レトロ倶楽部が損害を被った場合には、申請者はその賠償の責めを負うものとする。

(５)使用者は、門司港レトロ倶楽部会長が行う売上調査その他照会に応じること。